

# 物価高騰対策給付金のお知らせ

物価高騰に伴い、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、1世帯あたり7万円の給付金を支給します。

## ▶支給対象世帯

基準日（令和5年12月1日）時点で、茨城県に住民登録があり、(1)または(2)に該当する世帯

- 世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯（住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯を除く）
- 予期せず令和5年1月から令和5年12月までに家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯

## ▶手続き方法

①上記(1)に該当し、**今年度、3万円の給付金を受給した世帯で、以下のいずれにも該当し、「支給案内書」(圧着ハガキ)が届いた世帯は手続き不要です。**2月上旬以降、「支給案内書」を送付しますので、内容をご確認ください。

- 令和5年6月2日以降、基準日まで世帯の構成に変動がない
- 3万円の振込口座が、基準日時点の世帯主義の口座である

②上記(1)に該当し、**上記①に該当しない世帯は、2月中旬以降、「支給要件確認書」(封書)を送付しますので、必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同封の返信用封筒にて返送してください。**

③上記(1)に該当し、令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯および(2)に該当する世帯の場合は、「申請書」の提出が必要です。

※「申請書」は、社会福祉課窓口でお受け取りいただくか、ご自宅へ郵送しますので、下記までお問い合わせください。

## ▶申請期限

上記②または③に該当する世帯は、**令和6年3月31日まで(当日消印有効)**に、「支給要件確認書」もしくは「申請書」をご提出ください。

※上記期限までにご提出がない場合は、給付を辞退したものとみなされます。あらかじめご了承ください。

3月30日(土)、31日(日)は休日のため、社会福祉課窓口での書類の受付はできません。

## 【その他の給付金について】

**住民税均等割のみ課税されている世帯への給付金や、低所得の子育て世帯への給付金**(住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯で18歳以下のお子さんがある場合、1人につき5万円を追加支給)につきましては、現在支給に向けて準備を進めています。

支給の方法や時期が決まりましたら、広報等でお知らせしますので、今しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112 (直通)

# 軽自動車等の廃車・名義変更手続きについて

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者(所有権留付自動車の場合は使用者)に課税されます。軽自動車等を取得したときや登録の内容に変更(名義変更・住所変更等)があった場合は15日以内に、廃車や譲渡した場合は30日以内に申告してください。手続きをされていないと、令和6年度も課税の対象となります。

お手続き先は下記をご確認ください(車の種類によって手続き場所が異なります)。

車の種類	必要なもの	手続き場所	
原動機付自転車(125cc以下) 特定小型原動機付自転車(電動キックボード等) ミニカー(50cc以下) 小型特殊自動車(フォークリフト、トラクター等)  ※水戸ナンバーの小型特殊自動車は茨城運輸支局での手続きとなります。	廃車 ・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・届出者の本人確認書類(運転免許証等)	茨城県 税務課 茨城県小堤1080番地 ☎029-240-7114 (直通)	
	廃車済み ・廃車申告受付書 ・譲渡証明書 ・届出者の本人確認書類(運転免許証等)		茨城県 税務課 茨城県小堤1080番地 ☎029-240-7114 (直通)
	名義変更 ・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・譲渡証明書 ・届出者の本人確認書類(運転免許証等)		
軽自動車 (660ccまでの三輪・四輪車) ポータトレイラー	廃車・名義変更の手続きについては、事前に右記へお問い合わせください。	軽自動車検査協会 茨城事務所 水戸市酒門町4400番地 ☎050-3816-3105	
二輪の軽自動車 (125ccを超え250cc以下) 二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)	廃車・名義変更の手続きについては、事前に右記へお問い合わせください。	関東運輸局 茨城運輸支局 水戸市住吉町353番地 ☎050-5540-2017	

※ディーラー等の代理人に手続きを依頼した場合は、手続きが完了したことを必ず確認してください。また、車両を解体(スクラップ)しても、書類上での廃車手続きを行わなければ登録が残ったままになります。速やかに廃車の手続きをしてください。

## Q&A

**Q 4月2日に軽自動車を譲りました。軽自動車税(種別割)に還付はありますか？**

**A** 軽自動車税(種別割)は月割制度がありません。そのため、4月2日に名義変更された場合でも、その年度の税金は納めていただくことになり、還付はありません。

**Q 茨城県から転出または茨城県に転入しました。手続きは必要ですか？**

**A** 軽自動車等は定置場(車両の置き場所)にて課税となります。定置場が変更になった場合、速やかにお手続きをお願いします。

## 廃車・名義変更等をしたときは、税申告書(税止め)の提出を

「水戸」ナンバーのオートバイ(排気量125ccを超えるもの)や軽自動車の廃車・名義変更等の手続きを県外で行った場合は、「軽自動車税(種別割)申告書(報告書)で受付印があるもの」または「手続きしたことがわかる車検証」を、税務課に提出してください。提出しないと、翌年度以降も課税される場合があります。詳細はお問い合わせください。

【問合せ先】 税務課 ☎ 029-240-7114 (直通)